

石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）について

（高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金等））

高校生等がいる世帯で収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 収入の急激な減少により、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当(0円)となる見込みであること(両親の場合は双方とも非課税であること)
- (2) 令和4年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (3) 対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
(高等学校、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)

2. 給付額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分 ※詳細は裏面参照	給付年額(12ヶ月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 非課税世帯(第1子)	114,100円	50,500円	50,500円
イ 非課税世帯(第2子以降)	143,700円		

- (1) 令和4年7月1日までに家計急変が生じ、令和4年9月末までに申請書等を提出した場合は、給付年額(12ヶ月分)が支給されます。
- (2) 令和4年7月2日以降に家計急変が生じ、令和5年2月末までに申請書等を提出した場合は、家計急変の発生時期及び申請時期によって、給付金額が異なります。対象となる月数(原則申請書を受理した日の翌月から令和5年3月までの期間)を12ヶ月で除し、給付年額を乗じた金額になります。
- (3) 奨学金の入金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃になる予定です。

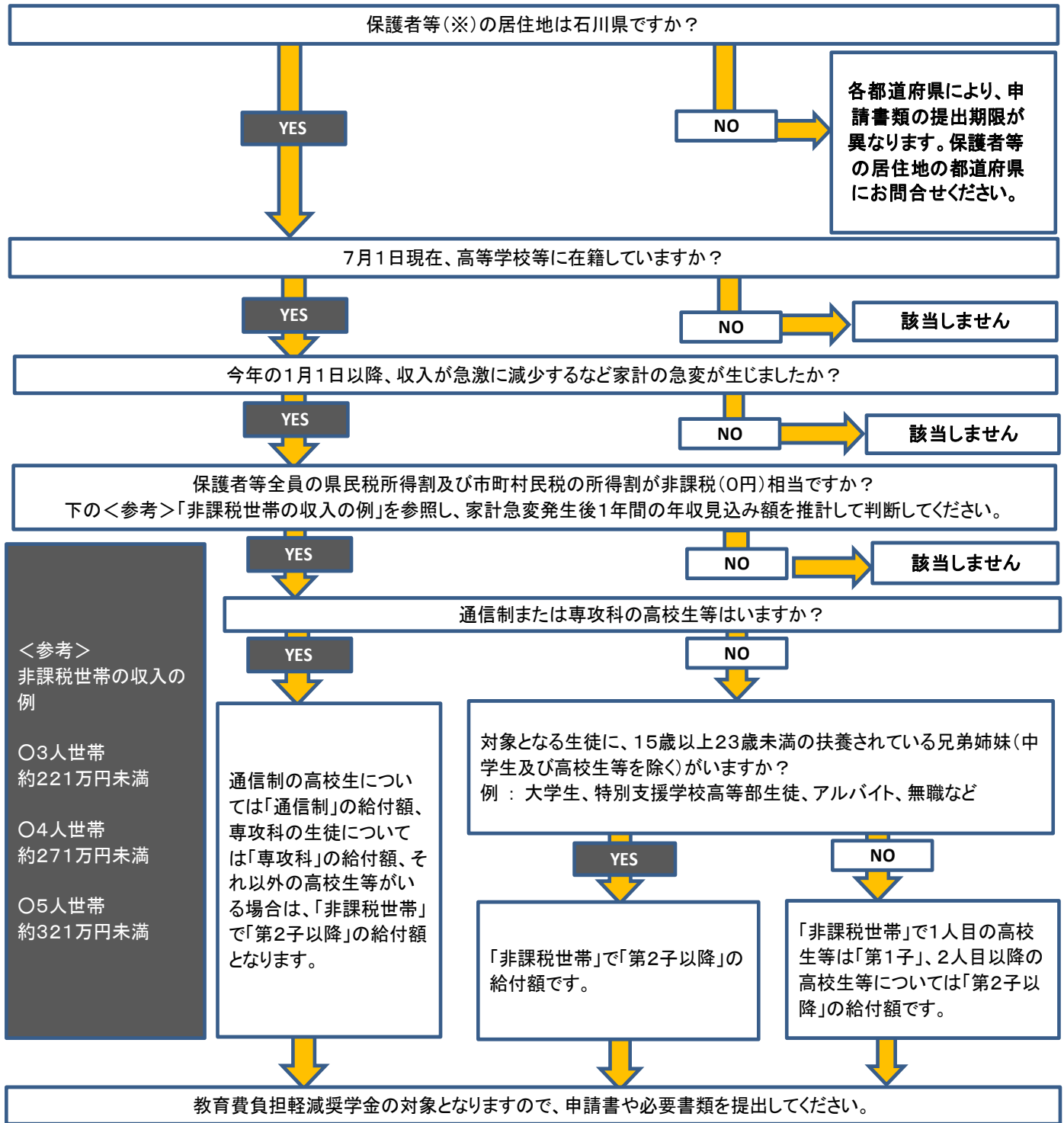
3. 申請方法

- (1) 世帯区分に応じて「○」がついている書類を下記の学校の事務室に全て提出してください。
やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は別途学校に連絡してください。
- (2) 就学支援金を申請する際に保護者等(全員)のマイナンバー(個人番号)情報を学校に提出していない場合は、(※)の書類も併せて提出してください。
- (3) メールに必要書類のデータ(PDF等)を添付する方法でも申請が可能です。詳しくは石川県教育委員会事務局庶務課のHPをご覧ください。

必 要 書 類	世帯区分	
	ア	イ
①【様式1-2①】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変 国公立用)	○	○
② 保護者等全員の住民票(7月1日以降の市町発行のもの)(マイナンバーの記載は不要)	○	○
③【様式2】振込口座申出書	○	○
④ 本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー(国民健康保険加入者は扶養誓約書も併せて提出) (「記号」「番号」は油性マジック等でマスキングして提出してください。)		○
⑤ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 <失職、自己破産、廃業の場合> 離職票、解雇通告書、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書 などの写し <給与または個人事業主等の収入の減少の場合> ・雇用主が作成した家計急変日以降の月額給与明細の写し、直近3ヶ月の給与明細書の写し ・個人事業主の場合は、税理士または公認会計士が作成した直近3ヶ月分の事業収入が確認できる資料及び直近の確定申告の写し	○	○
(※)保護者等全員の令和4年度課税証明書等(扶養親族の記載が省略されていないもの) マイナンバー情報を学校に提出している場合(e-shien等)は不要	○	○

[提出先・問合せ先] 小松明峰高等学校事務室 TEL 0761-21-8545

教育費負担軽減奨学金(家計急変) 対象確認シート



<参考>
非課税世帯の収入の例

- 3人世帯
約221万円未満
- 4人世帯
約271万円未満
- 5人世帯
約321万円未満

通信制の高校生については「通信制」の給付額、専攻科の生徒については「専攻科」の給付額、それ以外の高校生等がいる場合は、「非課税世帯」で「第2子以降」の給付額となります。

「非課税世帯」で「第2子以降」の給付額です。

「非課税世帯」で1人目の高校生等は「第1子」、2人目以降の高校生等については「第2子以降」の給付額です。

給付年額(12ヶ月分)

世帯区分	課程	全日制・定時制	通信制	専攻科
		国公立	国公立	国公立
ア 非課税世帯(第1子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等		114,100円	50,500円	50,500円
	イ 非課税世帯(第2子) ・対象となる生徒に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等	143,700円		

(※) 保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。生徒に保護者等がない場合は、主たる生計維持者です。(主たる生計維持者もない場合は生徒本人です。)

- ・給付年額(12ヶ月)の支給は、家計急変が令和4年1月1日から7月1日までに生じ、指定期日までに申請書類を提出した場合に限ります。
- ・令和4年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、急変日及び申請書等の提出日によって給付額が変わります。